

★ 宅地造成等規制法施行細則等の一部を改正する規則（規則第四十五号）（都市環境整備課）

一 改正の要旨

宅地造成等規制法の一部を改正する法律の施行に伴い、次の規則について、必要な経過措置を定めるなどの改正を行った。

- 1 宅地造成等規制法施行細則
- 2 広島県地方機関の長に対する事務委任規則
- 3 都市計画法施行細則
- 4 優良宅地造成認定事務に関する規則
- 5 広島県建築基準法施行細則
- 6 広島県土砂の適正処理に関する条例施行規則

二 施行期日

令和五年五月二十六日